

商品券取扱店募集

あがらの御坊みんなで応援商品券 2026

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が続く中、地域経済の消費活性化を促進するため、全市民に向けて商品券を配付します。

つきましては、下記のとおり商品券の取扱店を募集します。



1 商品券の内容

- ◇発行総額 約2億750万円（額面 1枚500円）
- ◇発行内容 500円券×20枚綴り、1冊・1万円分を全市民に配付
- ◇使用期間 令和8年5月1日から令和8年7月31日まで
- ◇使用可能店舗 御坊市から「商品券取扱店認定証」の交付を受けた店舗

2 商品券取扱店及び申込方法

商品券取扱店として登録できる方は、**御坊市内に事業所・店舗等を有する方**とします。

- ※御坊市外に本店を有する大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗、パチンコホール、マージャン店等を除く。
- ただし、大規模小売店舗内のテナント事業者（店舗面積1,000m²以下）は対象とします。
- ◇募集期間 令和8年1月19日（月）～令和8年2月6日（金）
 - ◇申込方法 商品券取扱店登録申請書と換金時の振込先に指定する金融機関の通帳の写しを、御坊市役所産業振興課まで提出。
 - ◇取扱店の決定 申込書類を審査のうえ決定（取扱店には取扱店認定証等を交付）

商品券取扱店に登録していた方には、**3千円の取扱店登録感謝金を支給**します。

また、商品券取扱店が換金する際、**10%を加算(加算上限有り)して支払い**、市内店舗への支援も行います。



3 取扱店の遵守事項

- ・商品券と現金（電子マネーを含む）との交換は禁止とする。
 - ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さないこと。
 - ・公共料金、たばこ及び換金性の高い商品（商品券、切手、印紙など）との交換はできないものとする。
 - ・その他の遵守事項については、後日配布する取扱店向けマニュアルでご確認ください。
- また、御坊市ホームページにも遵守事項について掲載します。

4 商品券の換金方法

- ・取扱店は利用者から受領した商品券の裏面に店名を記入または押印し、換金請求書、取扱店認定証の写しとともに御坊市役所産業振興課へ提出。
換金請求書の最終提出日は令和8年8月31日（月）とします。
- ・換金は指定口座へ、提出された商品券の金額に10%を加算した額（加算額の上限：1事業者につき、100万円）を振り込みます。

5 申し込み・問い合わせ先